

# 公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

## 基本的事項

### 1 事業の概要

特別会計名：村田町上水道事業会計

事業名	村田町上水道事業		
事業開始年月日	昭和2年6月4日	地方公営企業法の適用・非適用	適用 非適用
団体名	村田町	職員数 (H19. 4. 1現在)	7
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

### 2 財政指標等（平成18年度）

資本費	275.77 (H18)	公営企業債現在高(百万円)	1,727 (H18)
累積欠損金 (百万円)	0 (H18)	利益剰余金又は積立金(百万円)	220 (H18)
不良債務 (百万円)	0 (H18)	財政力指数	0.442 (H18)
資金不足比率 (%)	0 (H18)	実質公債費比率 (%)	22.3 (H19)
		経常収支比率 (%)	89.4 (H18)

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。

なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

### 3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 該当なし

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にしを付けた上で内容を記載すること。

### 4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	村田町上水道経営健全化計画
計画期間	平成19年度～平成23年度
計画策定責任者	村田町上水道事業管理者（村田町長） 佐藤 英雄
既存計画との関係	村田町行財政改革プログラム（H18～H22）
公表の方法等	村田町ホームページ等
基本方針	現在、新たに給水計画を策定した第12次拡張事業が完了したため、今後は震災に強い水道事業を目指し、本格的な維持管理・施設更新の時期を迎えるに至った。給水人口の伸びが見込めない現状と、経済情勢の停滞等による収益の伸びが見込めない現状にあり、経費の削減に努め町民サービスの根幹である水道事業の安定を図ることを目的として作成した。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

(単位：百万円)

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	271	248	29	548
	補償金免除額	30	60	6	96
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額	21	3		24

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所にて予め相談・調整の上、確認した補償金免除(見込)額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	上水道	270,522	248,174	28,548	547,244
合 計 (A)		270,522	248,174	28,548	547,244
一 般 上 記 の う ち ( 再 掲 )					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		270,522	248,174	28,548	547,244

【旧簡易生命保険資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
一 般 上 記 の う ち ( 再 掲 )					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	上水道事業	18,362	2,657		21,019
合 計 (A)		18,362	2,657		21,019
一 般 上 記 の う ち ( 再 掲 )					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		18,362	2,657		21,019

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。  
2 必要に応じて行を追加して記入すること。

## 財務状況の分析

区 分	内 容	
財務上の特徴	<p>本町は地形等の地理的要因により建設改良費やランニングコストが割り高となり、給水原価が著しく高額となっている。</p> <p>一方、給水にかかる費用については、公債費の償還費や固定資産の減価償却費の増大、さらには各施設の老朽化、運転経費や維持管理費などの経常経費が増えている状況にある。</p>	
経営課題	課 題	料金水準の適正化
	平成18年4月に5.43%の料金改定を行い、料金収入の安定化を図っており、今後も5年～6年を目処に料金改定を考慮した運営を行っていく。	
	課 題	定員管理の適正化
	平成18年4月より、簡易水道の統合を実施し水道事業全体としての安定化を図った。	
	課 題	維持管理費の節減
	維持管理、修繕については職員が直営で出来ることは職員で対応し、経費の軽減を図っている。	
留意事項	課 題	民間的経営手法等
	メーター検針については、民間委託を実施しており、今後も維持管理において、民間的経営手法等の導入等を考慮している。	
	課 題	
留意事項	給水区域内水道未加入者への加入促進や、「コンビニ収納」「クレジットカード決済」など、納付しやすい環境の整備を図り、未納撲滅を目指す。	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。



## (3) 経営指標等

(単位:%)

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
資金不足比率 (%) (再掲)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
料金回収率 (%)	79	79	83	80	76	78	79	80	81	82
総収支比率(法適用) (%)	108	106	109	107	99	100	110	112	113	111
経常収支比率(法適用) (%)	100	97	101	98	93	93	94	96	96	96
営業収支比率(法適用) (%)	99	96	101	98	93	93	94	96	96	96
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用) (%) (再掲)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
繰入金比率	収益的収入分 (%)	19	24	22	22	19	19	25	24	23
	うち基準内繰入金 (%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100
	うち基準外繰入金 (%)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち料金収入に計上すべき繰入金等 (%)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち赤字補てんのもの (%)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	資本的収入分 (%)	0	0	0	0	9	100	100	100	100
	うち基準内繰入金 (%)	0	0	0	0	9	100	100	100	100
	うち基準外繰入金 (%)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち赤字補てんのもの (%)	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = 地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = 地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益 - 受託工事収益) / (営業費用 - 受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用 + 地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあっては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価 / 給水原価 × 100

1 供給単価(円/m<sup>3</sup>) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)2 給水原価(円/m<sup>3</sup>) = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの) 但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金 + 減価償却費) + 企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用 - (受託工事費 + 基準内繰入金) + 地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

## (4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たった考え方(前提条件)
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	平成18年度において料金改定を行ったが、今後も3年～6年を目処に改定を考慮していく。
2 他会計繰入金の見込み	一般会計においても厳しい財政運営がなされているが、今後も頼らざるを得ない。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	水源は100%広域水道であり、大規模投資は出来ない状況です。資産等も特にありませんので売却は見込めない。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	職員給与費は極力抑えることとした。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定(前提条件)について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

経営健全化に関する施策

項目	具体的内容
1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減	「村田町行財政改革プログラム」では、平成17年4月1日現在の職員数155名を平成22年4月1日現在の職員数144名に削減(削減率7.1%)することとしている。また、上水道事業においては、平成17年4月1日現在の職員数7名(旧簡易水道事業を含む)を平成22年4月1日現在の職員数6名に削減(削減率14.3%)することとし、人件費の抑制を図り経営健全化に取り組む。
地方公務員の職員数の純減の状況	「村田町行財政改革プログラム」では、平成17年4月1日現在の職員数155名を平成22年4月1日現在の職員数144名に削減(削減率7.1%)することとしている。また、上水道事業においては、平成17年4月1日現在の職員数7名(旧簡易水道事業を含む)を平成22年4月1日現在の職員数6名に削減(削減率14.3%)することとし、人件費の抑制を図り経営健全化に取り組む。( - )
給与のあり方	平成17年度人事院勧告における給与構造の基本的見直しを受け、一般職員給与法給水準を4.8%程度引き下げ、加えて各年度においてそれぞれ人事院勧告に従い、適宜給与の見直しを行う。
国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方	平成17年度人事院勧告における給与構造の基本的見直しを受け、一般職員給与俸給水準を平均4.8%程度引き下げ、加えて各年度においてそれぞれ人事院勧告に従い、適宜給与の見直しを行う。地域手当については支給実績なし。特殊勤務手当は防疫作業勤務手当について、支給実績がないことから平成20年度以降廃止を予定。その他特殊勤務手当は平成14年度までにすべて廃止となっている。( - )
技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	労務職給料表に基づき、上記同様各年度においてそれぞれ人事院勧告に従い、適宜給与の見直しを行う。また、技能労務職員等の給与等について、本町の技能労務職員におけるラスパイレズ指数は80.2となっているが、なお総合的な点検を実施し、見直し方針の策定を行い平成20年3月を目標に公表を行う。
退職時特昇等退職手当のあり方	平成16年度に退職時特昇等退職手当の取り扱いについては廃止した。
福利厚生事業のあり方	今年度より改善がなされており、来年度以降も同様の取り扱いをする。
2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等 民間委託の推進やPFIの活用等	
維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	維持管理については、極力職員の直営で行っており、維持管理費の抑制に今後も努めたい。( - )
指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	メーター検針及び夜間業務については以前から民間委託しており、今後は維持管理業務についても民間委託を検討している。( - )

経営健全化に関する施策(つづき)

項目	具体的内容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保	
料金水準が著しく低い団体においては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	平成18年4月より料金改定を行い安定した料金収入を確保に努めているが、今後も5年～6年のサイクルで見直しを行って行きたい。( - )
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入	
経営健全化や財務状況に関する情報公開	今後は公開に向けた条例等の整備を図って行く。( - )
行政評価の導入	水道料金の改定他運営については、審議会等が無い状況であり今後は評価委員会等の設置等に向けて検討して行く。( - )
5 その他	

- 注1 上記区分に応じ、「財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、に付した課題番号を引用しつつ、記入すること。
- 2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目(資産売却収入・工事コスト縮減など)については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。
- 3 必要に応じて行を追加して記入すること。

繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	平成18年3月に策定した「村田町行財政改革プログラム」に基づき、上水道事業会計における職員数を平成17年4月1日現在の職員数7名（旧簡易水道事業を含む）を平成22年4月1日現在6名に削減（削減率14.3%）することとし、人件費の抑制を図り経営健全化に取り組む。（課題）
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	平成18年度より、簡易水道事業を上水道事業に統合を図り加えて、同年度より料金の見直し（改定率5% 影響額約19,600千円）を行い経営健全化を図る。なお、料金改定については概ね3年～6年に1度同程度（改定率5%）見直しを行いその適正化に努める。（課題）
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	
4 その他	維持管理費等の平成18年度以前5年については、広域水道受水後、町浄水場施設による給水量は年々減少となってきた。このことから、主に修繕費や薬品費でそれぞれ平成14年度決算と比較すると約9,000千円の削減が図られた。今後5年については、軽微な修繕等は職員対応により2,000千円の改善額を見込んだ。また、その他における各種委託料については計装点検委託及び電気設備点検委託業務であり、平成18年度以前5年については、前記広域水道受水に伴う町浄水場給水量減少の影響により減額となった。今後5年については、平成20年度より委託の一切を廃止し皆減となりその改善額を見込む。（課題）

注1 上記各項目には、で採り上げた経営課題に対応する取組としてに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 次頁以下（1）から（5）までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

（各事業共通留意事項）

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費（人件費、物件費、維持補修費等）に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体(事業)の取組状況に応じて、適宜、細分化（例：職員数 職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等）することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。
5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目（資産売却益、工事コスト縮減等）については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、の当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費（退職手当以外の職員給与費）その他改善額を計上することが可能なものの合計（「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計）を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。
8. 「(参考) 補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額（補償金免除(見込)額）であり、の「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示（留意事項）に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

線上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

(1) 水道事業

年度別目標

(単位:百万円、%)

課 題	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	計画合計
<b>【収入の確保】</b>													
2	料金改定率	0	0	0	0	5		0	0	0	0	0	
	改善額(料金の適正化) 1	0	0	0	0	20	20	20	20	20	20	20	100
	未収金の徴収対策												
	改善額												
	一般会計負担金の額												
	改善額(負担金の確保等)												
	資産の有効活用												
	改善額(収入増額)												
	その他( )												
	改善額												
<b>【経費の削減】</b>													
1	職員給与費の適正化												
	職員給与費(退職手当以外)	47	43	40	55	69		53	54	48	50	52	
	改善額							16	15	21	19	17	88
	給与水準												
	改善額												
	その他( )												
	改善額												
	職員給与費(退職手当)							0	0	0	0	0	
1	職員数(人)	9	7	7	8	9		7	7	6	6	6	
	増減数(人)	0	2	2	1	0	5	2	2	3	3	3	13
4	維持管理費等	24	22	15	18	13		13	13	13	12	12	
	改善額(適正化)	3	2	9	6	11	31	11	11	11	12	12	57
	工事コスト 2												
	改善額(縮減額)												
4	その他(各種委託料)	6	5	4	2	1		1	0	0	0	0	
	改善額							0	1	1	1	1	4
	累積欠損金比率												
	増減												
	企業債現在高	1,673	1,620	1,563	1,503	1,727		1,636	1,542	1,445	1,345	1,241	
	増減	46	53	57	60	224		91	94	97	100	104	
	計画前5年間改善額 合計						51						249
	改善額 合計												249
	(参考) 補償金免除額												96

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

2 1「改善額(料金の適正化)」については、「料金改定に伴う料金増収額」を記入すること。

2「工事コスト」については、工法の見直し等による建設コストの縮減(建設改良費の抑制は除く。)を記入すること。

3 改善額の算出方法については、当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。また、会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位誤り、誤計上(重複計上等)がないよう留意すること。

経営状況

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
給水人口 (千人)	11,392	11,356	11,265	11,202	12,065	12,125	12,186	12,247	12,308	12,369
年間総有収水量 (千m <sup>3</sup> )	1,272	1,554	1,279	1,249	1,365	1,392	1,420	1,448	1,477	1,507
公称施設能力 (m <sup>3</sup> /日)	8,500	8,500	8,500	8,500	8,500	8,500	8,500	8,500	8,500	8,500
1日最大配水量 (m <sup>3</sup> /日)	5,722	5,021	5,574	5,042	5,761	5,800	5,916	6,034	6,155	6,278
最大稼働率 (%)	67.3	59.1	65.6	59.3	67.8	68.2	69.6	71.0	72.4	73.9
供給単価 (円/m <sup>3</sup> )	277.82	292.36	277.33	276.38	291.02	300.52	300.52	300.52	300.52	300.52
給水原価 (円/m <sup>3</sup> )	352.16	371.72	332.46	345.2	383.18	384.82	379.16	373.58	368.09	365.6

簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記載すること。

簡易水道事業については平成18年度に上水道事業へ統合済であり、併せて料金改定も実施した。